7　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第四項の規定により控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする。

第六十八条の九十二第四項第一号中「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「に対応する部分の金額として政令で定める」を「及び当該連結法人と当該外国法人との間の実質支配関係（第六十八条の九十第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。次号及び第十一項第二号において同じ。）の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した」に改め、同項第二号中「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「に対応する部分の金額として政令で定める」を「及び当該連結法人と当該外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第六項第二号中「（次項」を「（同項」に「。次項」を「。同項」に改め、同条第十一項第一号中「若しくは第四項」を「、第六項若しくは第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「に対応する部分の金額として政令で定める」を「及び当該連結法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第十六項中「損金算入」を「限る。」に、「特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同条第十七項中「特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改める。

第三章第二十四節第二款の款名中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める。

第六十八条の九十三の二の前の見出しを削り、同条第一項中「除く。以下この項及び第四項」を「除く。以下この項、第六項及び第八項」に「いう。以下この項及び第四項」を「いう。以下この条」に、「保有する」を「有する」に、「この項及び第九項」を「この条」に、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この条及び次条において「特定外国法人」という。）」を「特定外国関係法人又は対象外国関係法人に該当するもの」に、「特定外国法人の」を「特定外国関係法人又は対象外国関係法人の」に、「。第四項」を「。第六項及び第八項」に、「（以下この款）」を「（次条及び第六十八条の九十三の四」に改め、同条第二項第四号中「第六十六条の九の二第二項第四号」を「第六十六条の九の二第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「特定外国法人」を「特定外国関係法人又は対象外国関係法人」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　特定外国関係法人　次に掲げる外国関係法人をいう。

イ　次のいずれにも該当しない外国関係法人

(1)　その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係法人

(2)　その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地国」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係法人

ロ　その総資産の額として政令で定める金額（ロにおいて「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては、総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合）が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第六項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ　第六十六条の九の二第二項第三号ハに掲げる外国関係法人

四　対象外国関係法人　次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

イ　株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものでないこと。

ロ　その本店所在地国においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることのいずれにも該当すること。

ハ　各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1)　卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業　その事業を主として当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2)　(1)に掲げる事業以外の事業　その事業を主としてその本店所在地国（当該本店所在地国に係る水域で第六十六条の六第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

第六十八条の九十三の二第二項に次の二号を加える。

七　部分対象外国関係法人　第四号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

八　外国金融関係法人　その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。）又は保険業を行う部分対象外国関係法人でその本店所在地国においてその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの及びこれに準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係法人をいう。